

南相馬市指定管理者評価要領

指定管理者制度の導入目的は、公の施設における市民サービスの向上及び経費の縮減であり、目的達成のためには、指定管理者の不断の努力とともに、公の施設の管理者である市の指定管理者に対する適切な指示・指導が重要である。

指定管理者の評価は、指定管理者の業務内容を的確に評価し、その結果を業務に反映させることにより指定管理者のレベルアップを図り、もって制度の導入目的の達成に資するものである。

1 評価の対象及び方法

(1) 評価の対象

指定管理者制度導入後、施設を管理している又は管理していた指定管理者。

ただし、指定取消となった指定管理者及び解散、倒産等の事由により消滅した指定管理者を除く。

(2) 評価の方法

ア 施設所管課は、指定管理者が提出した事業報告書に基づき指定管理者の業務内容を評価し、選定審査委員会に評価結果を付して報告する。

イ 選定審査委員会は、必要に応じ、施設所管課を通じて指定管理者に是正事項を指示する。

2 評価の視点

(1) 施設の設置目的が達成できたか及びサービスの向上が図られたか（有効性）

(2) 適正な施設の管理運営が行われたか（適正性）

(3) 経費の縮減効果があったか（効率性）

(4) 利用者に対するサービス向上及び経費の縮減に向けた対策について計画通り実施されたか（実行性）

3 評価項目

(1) 市民の平等な利用を確保すること

ア 施設の設置目的及び市が示した基本方針の実現

イ 平等な利用を図るための有効な対策

(2) サービスの向上を図ること

ア 施設効用の最大化を図るための有効な対策

イ 利用者に対するサービスの向上を図るための有効な対策

(3) 施設の管理に係る経費の縮減を図ること

ア 施設の管理運営に係る経費の縮減

イ 経費縮減に係る対策及び創意工夫

- (4) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有すること
 - ア 施設の管理運営にあたる人員配置の合理性
 - イ 安定的な運営を可能とする収支内容
 - ウ 安定的な運営を可能とする財務状況
 - エ 類似施設の運営実績
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができること
 - ア 利用者、利用団体等の要望把握、改善体制
- (6) 個人情報の保護の措置
 - ア 個人情報保護の措置
- (7) 事故災害等における利用者の避難など危機管理体制が確立されているか
 - ア 災害・事故発生時の危機管理体制の整備

4 実地調査

評価に際しては、南相馬市実地調査実施要領に基づき実地調査を実施する。

5 評価基準

(1) 項目ごとの評価

評価に当たっては、候補者選定時の評価に対して実績がどうだったかという視点に基づき、候補者選定時の評価点に評価係数を乗じ実績の評価とする。

評価 係数	採 点 基 準
1.3	a. 目標や計画を大いに上回る成果があったもの 実施内容が目標や計画を大いに上回る内容だったもの
1.2	b. 目標や計画を上回る成果があったもの 実施内容が目標や計画を上回る内容だったもの
1.0	c. 目標や計画どおりの成果があったもの 実施内容が目標や計画通りの内容だったもの
0.8	d. 努力は認められるが目標や計画を下回る成果であり、さらなる努力が必要であるもの 実施内容が目標や計画を下回る内容だったもの
0.7	e. 目標や計画を下回る成果であり、所管課の指導にもかかわらず改善努力が足りないもの 実施内容が目標や計画を大いに下回る内容だったもの

(参考)

目標や計画が数値で表される場合の評価の目安

- a. 目標値の+30%を超える場合
- b. 目標値の+10%を超えて+30%以内の場合
- c. 目標値の±10%以内の場合
- d. 目標値の-10%を超えて-30%以内の場合
- e. 目標値の-30%を超える場合

(2) 総合評価

ランク	評価基準
S	優れていると認められる (d評価の項目がなく、合計80点以上)
A	良好であると認められる (d評価の項目がなく、合計点が70～79点)
B	適正であると認められる (e評価の項目がなく、合計点が50～69点)
C	さらなる努力が必要であると認められる (e評価の項目がなく、合計点が49点以下)
D	改善すべき点があると認められる (e評価の項目がある)

6 評価シート及び課題整理シート

別紙のとおり

7 評価結果の通知及び公表

評価結果については、速やかに施設所管課は指定管理者に通知する。また、指定管理者制度主管課は、ホームページ等で公表する。

8 その他

評価基準及び評価シートについては、適宜見直しを行う。

附則

この要領は、平成19年6月11日から施行する。

附則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

附則

この要領は、平成23年7月25日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月26日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月26日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。